

# 公立大学法人山梨県立大学授業料減免規程

(平成22年4月1日制定 法人5201-1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第13条の規定に基づき、授業料の減免（減額又は免除をいう。以下同じ）に関し、必要な事項を定める。

(授業料の減免の対象)

第2条 この規程に基づく授業料の減免は、平成31年度以前の本学の入学生であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業等減免の対象とならなかった者が次の各号のいずれかに該当し、かつ学業優秀と認められる場合に予算の範囲内で行う。

- (1) 授業料を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）の経済的理由により、授業料の納入が困難と認められるとき
  - (2) 学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
  - (3) 学費負担者が死亡し又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき
  - (4) その他やむを得ない事情があると理事長が認めたとき
- 2 授業料の減免については、入学後における第1項各号の状況を考慮する。

(授業料の減免の方法)

第3条 授業料の減免は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに承認する。

(減免の額)

第4条 授業料の減免の額は、納付すべき額の全額、半額又は3分の1の額とする。

(減免の申請)

第5条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第1号（外国人留学生にあつては、様式第2号））に理事長が必要と認める書類を添えて、理事長が別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第6条 理事長は、前条に規定する書類を受理したときは、実状を調査し、速やかに減免の承認又は不承認を決定する。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、その結果を当該申請をした者に通知する。

(減免の取消し)

第7条 理事長は、減免の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期の途中において、減免の理由を失った場合
- (3) 減額の承認を受けた者が、納期限を守らない場合

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。